

再評価時再評価結果(平成30年度)

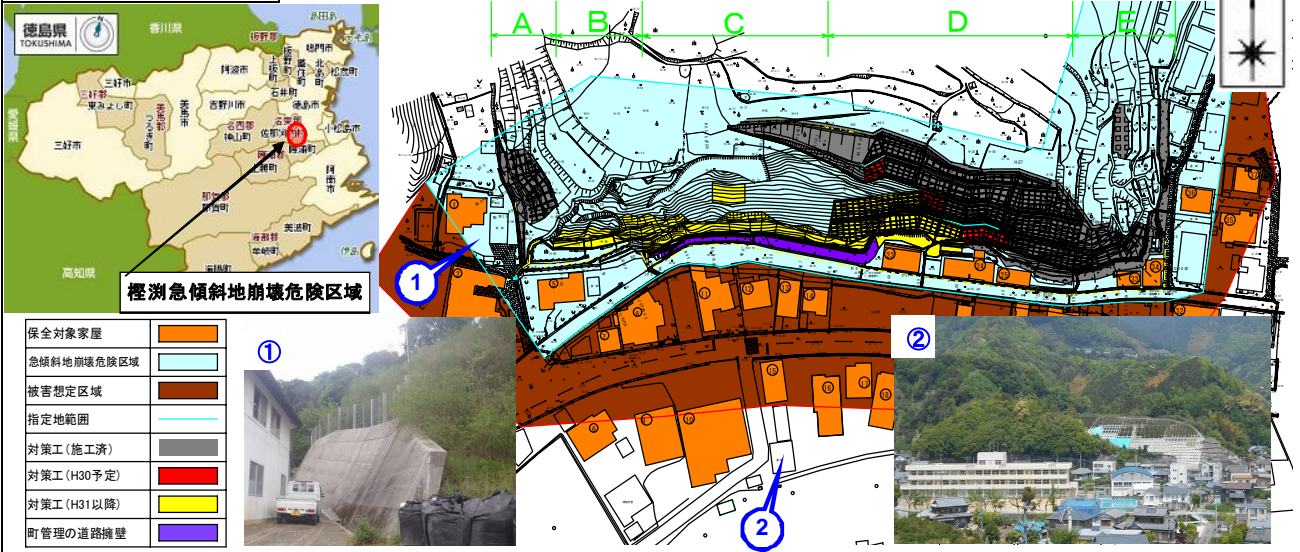
担当課 : 徳島県砂防防災課

担当課長名 山名 剛

事業の概要

| | | | | | |
|-----------|--|------|------------|------|-----|
| 事業名 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 事業区分 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 事業主体 | 徳島県 |
| 事業箇所 | 勝浦郡勝浦町三溪 | 箇所名 | 椗淵 | | |
| 事業概要 | 急傾斜地崩壊対策施設(擁壁工、法面工) | | | | |
| 事業の目的・必要性 | 椗淵は勝浦郡勝浦町三溪に位置する、がけ高30m、勾配39°の急傾斜地崩壊危険区域である。保全対象には人家34戸、事業所3戸、主要地方道徳島上那賀線、及び町道が含まれる。このことから当事業では、急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。 | | | | |
| 総事業費 | 626 百万円 | | | | |

位置図 計画概要図



事業評価結果

| 事業全体の投資効率性 | 基準年度 | B/C | 残事業B/C | 総費用 | 総便益 |
|------------|--|-----|--------|--------------------|------------------|
| | 平成30年度 | 2.2 | 4.3 | 779百万円(工事費・用地補償費等) | 1,685百万円(人家34戸等) |
| 事業の効果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・人家の保全: 家屋被害等の軽減 ・人的被害の軽減 ・県道、市道の保全: 道路被害の軽減 | | | | |
| ソフト対策 | 土砂災害警戒区域に指定済みであり、工事説明会の際には地元住民に対して、土砂災害の危険性と避難の重要性を再度呼びかけている。 | | | | |
| 社会経済情勢等の変化 | 事業開始時に比べ保全対象は38戸から37戸に減少し、地域の高齢化が進んでいる。当該事業の実施は、土砂災害に対する地域住民の安全や避難路の確保、保全対象の被害の軽減等、防災面の向上に寄与している。 | | | | |
| 事業の進捗状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画5ブロック(A~E)のうち、これまでの対策により、2ブロック(A、E)は概成済みである。 ・今後は未整備の3ブロック(B、C、D)について対策工を実施し、全体としては平成33年度(2021年度)の概成を目指している。 ・平成30年度の進捗率は事業費ベースで68%である。 | | | | |
| 感度分析 | 感度分析の結果においても事業の効果は確保されている。 事業費+10%:2.0, 事業費-10%:2.4, 工期+10%:2.2, 工期-10%:2.1, 資産+10%:2.4, 資産-10%:1.9 残事業費+10%:4.0, 残事業費-10%:4.8, 残工期+10%:4.0, 残工期-10%:4.4, 残資産+10%:4.8, 残資産-10%:3.9 | | | | |
| 事業進捗の見込み | 地元の協力を得ながら施工を行い、平成33年度(2021年度)の概成を目指して事業を執行する。 | | | | |
| 対応方針(案) | 継続 | | | | |
| 対応方針理由 | 保全対象に大きな変化は無く、事業の必要性が確保されていることから総合的に判断した。 | | | | |

※総費用、総便益は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

継続の理由

未整備区間の斜面上部において、表層土砂の滑落に伴った不安定土塊が確認されており、崩壊の危険性が高い。また、上記の費用便益分析の結果より、便益に対する事業費は妥当である。したがって、地域の人命・財産を保全するため、平成33年度(2021年度)の概成に向けて事業を継続する。